

ストップ温暖化センターみやぎ と 推進員制度について



公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
(MELON)

ストップ温暖化センターみやぎ
(宮城県地球温暖化防止活動推進センター)

チーフ 吉田 美緒

目的

令和3年6月2日改正

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

構成

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 地球温暖化対策計画(第8条・第9条)
- 第3章 地球温暖化対策推進本部(第10条～第18条)
- 第4章 政府実行計画。地方公共団体実行計画等(第19条～第22条)
- 第5章 事業活動に伴う排出削減等(第23条～第36条)
- 第6章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等(第36条～第39条)

第7章 地球温暖化対策の普及啓発等(第37条～第41条)

- 第8章 森林等による吸収作用の保全等(第42条)
- 第9章 割当量口座簿等(第43条～第57条)
- 第10章 雜則(第58条～第65条)
- 第11章 罰則(第66条～第68条)

第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

- └ 第三十七条 地球温暖化防止活動推進員
- └ 第三十八条 地域地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第三十九条 全国地球温暖化防止活動推進センター
- └ 第四十条 地球温暖化対策地域協議会
- └ 第四十一条 環境大臣による地球温暖化防止活動の推進

『地球温暖化防止活動推進センター』とは

- ◆ 「**地球温暖化対策の推進に関する法律**」に基づき、
地球温暖化対策に関する普及啓発、
地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る
- ◆ 地域で地球温暖化防止活動に取り組む
法的な根拠をもった唯一の拠点

『地球温暖化防止活動推進センター』とは

◆ 全国地球温暖化防止活動推進センター

(JCCCCA : Japan Center for Climate Change Actions)

環境大臣が指定し、

一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが運営

◆ 地域地球温暖化防止活動推進センター

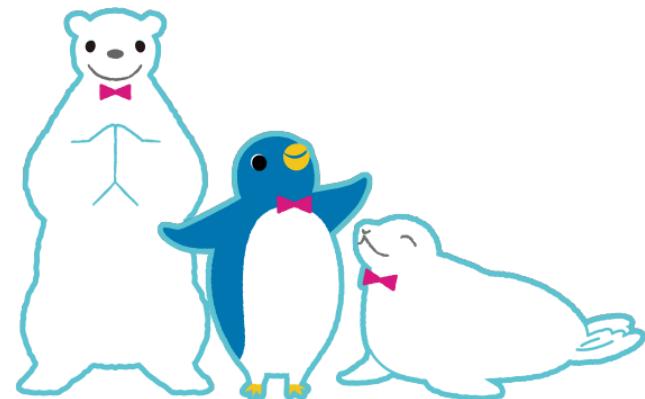
都道府県や指定都市等の首長が指定し、

2023年10月現在、全国に60カ所

『ストップ温暖化センターみやぎ』とは (宮城県地球温暖化防止活動推進センター)

全国にある、
地球温暖化防止活動に取り組む
「地球温暖化防止活動推進センター」
の宮城県支部

住 所：仙台市青葉区柏木1-2-45
 フォレスト仙台5階 MELON内
電話番号：022-301-9145
FAX番号：022-219-5710
E-mail：stop_gw@miyagi.jpn.org
担当職員：5名



公益財団法人 みやぎ・環境とくらし・ネットワークとは

MIYAGI ENVIRONMENTAL LIFE OUT-REACH NETWORK



1992年に開催された地球サミットをきっかけに、緑と水と食をとおして環境とくらしを考え、地球と地球環境保全に寄与するために、地域から活動をおこそうと多くの市民、研究者、協同組合、企業、団体でつくられた環境NGOです。

MELONの目的

1. 私たちは地域と地球環境、くらしに関する調査、研究、政策提言を行います。
2. 私たちは地域と地球環境を大切にしていく教育、文化の普及と啓蒙と啓発をすすめます。
3. 私たちは地域と地球環境を保全していくための活動を企画し実践していきます。

ストップ温暖化センターみやぎの 主な活動目的

宮城県で地球温暖化防止に関する

- ① 「啓発・広報活動」
- ② 「紹介・相談」
- ③ 「調査研究」
- ④ 「情報提供」

を実施しています。

ストップ温暖化センターみやぎの活動

① 「啓発・広報活動」



学校や市民センター等での
講師活動



地域の環境イベント等への
ブース出展

ストップ温暖化センターみやぎの活動

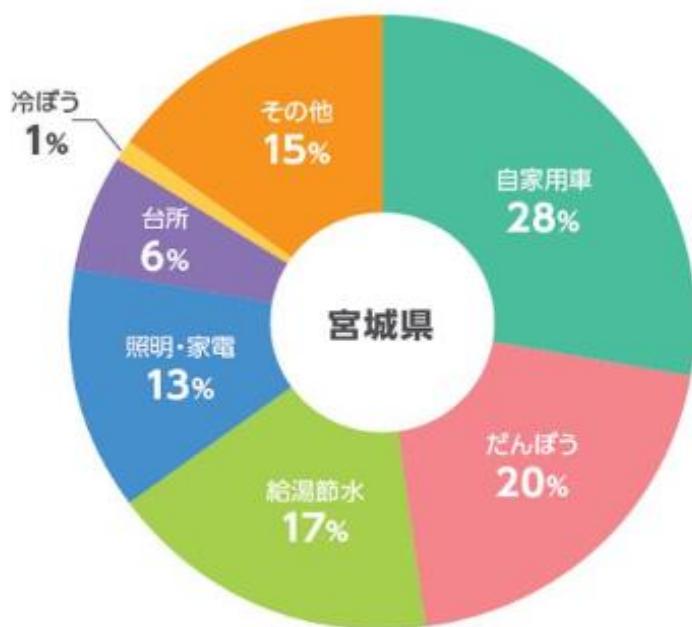
② 「紹介・相談」



ストップ温暖化センターみやぎの活動

③ 「調査研究」

一人当たりの二酸化炭素はい出割合
(用と別内わけ)



宮城県内の家庭から
排出されている
二酸化炭素量の
調査など

宮城県民一人当たりが1年間ではい出している二酸化炭素量は…

約1,940kg-CO₂/年

データ元:2020年度うちエコ診断結果

ストップ温暖化センターみやぎの活動

④ 「情報提供」

ウェブサイト等での広報

The website features a header with three cartoon animals (a white bear, a blue penguin, and a white seal) standing on icebergs against a blue sky. The text "宮城県地球温暖化防止活動推進センター MIYAGI Center for Climate Change Actions" is displayed. Below the header is a navigation bar with links: "home", "どんなところ?", "地球温暖化って何?", "運営委員名簿", "運営委員会規則", and "事業報告・政策提言". A sidebar on the left contains sections for "宮城県 地球温暖化防止 活動推進員" (with a "環境学習" button), "教材貸出" (with a "ecoCO2" logo), and "うちエコ診断". A main content area shows a news item titled "お知らせ News" with a photo of a classroom. The text reads: "2022. 10. 26 海洋ごみ出前講話～仙台市立七郷小学校 仙台市立七郷小学校6年生3クラスを対象に、総合的な学習の時間において、T1亀崎、T2芳賀が務め「海洋ごみ出前授業」を行いました。ショートコント「お寿司屋さん」から、2050年には寿司ネタが「かんぴょう巻き」か「たまご」 [...]". Another news item at the bottom is dated "2022. 10. 19 SDGs理解山前講話、南塙編、山形主古町役場".

小冊子などの作成



ストップ温暖化センターみやぎの 主な実施事業（令和6年度）

エフピコ環境基金(民間助成金)



ストップ温暖化センターみやぎの 主な実施事業（令和6年度）

地域における地球温暖化防止活動促進事業 (環境省補助)



ストップ温暖化センターみやぎの 主な実施事業（令和6年度）

うちエコ診断実施支援事業補助金 (宮城県補助)



第七章 地球温暖化対策の普及啓発等

〔第三十七条 地球温暖化防止活動推進員〕

- ◆ 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

活動内容

1. 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について**住民の理解を深めること**。
2. 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について**調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること**。
3. 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する**情報の提供その他の協力**をすること。
4. 温室効果ガスの排出の量の削減等のために**国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること**。

推進員の役割

- 1 地球温暖化防止について**住民の理解を深めること**
- 2 住民に対し排出抑制のための
調査や、指導及び助言を行うこと
- 3 活動を行う住民に対して**情報の提供、協力を行うこと**
- 4 国又は自治体の施策に**協力すること**

理解を深める、調査や指導・助言、 情報提供・協力

例えば、会社で、町内会で、友達との世間話で、



国又は自治体の施策に協力

脱炭素 につながる 新しい豊かな暮らし を創る 国民運動





推進員の活動例 ①ブース出展

自治体等が開催する環境フェアや地域のお祭りなどのイベントでブース出展もしくはお手伝い。



7/10 楽天サステナブルデー



10/1 エコフェスタ2022（気仙沼）

推進員の活動例 ①講師活動

町内会や小中学校の環境出前講座などの
講師活動



10/3 楓木小学校



10/4 大衡小学校

推進員の活動例

①研修やセミナーの参加

ストップ温暖化センターみやぎ等が主催する
研修やセミナーの参加



12/11 推進員研修



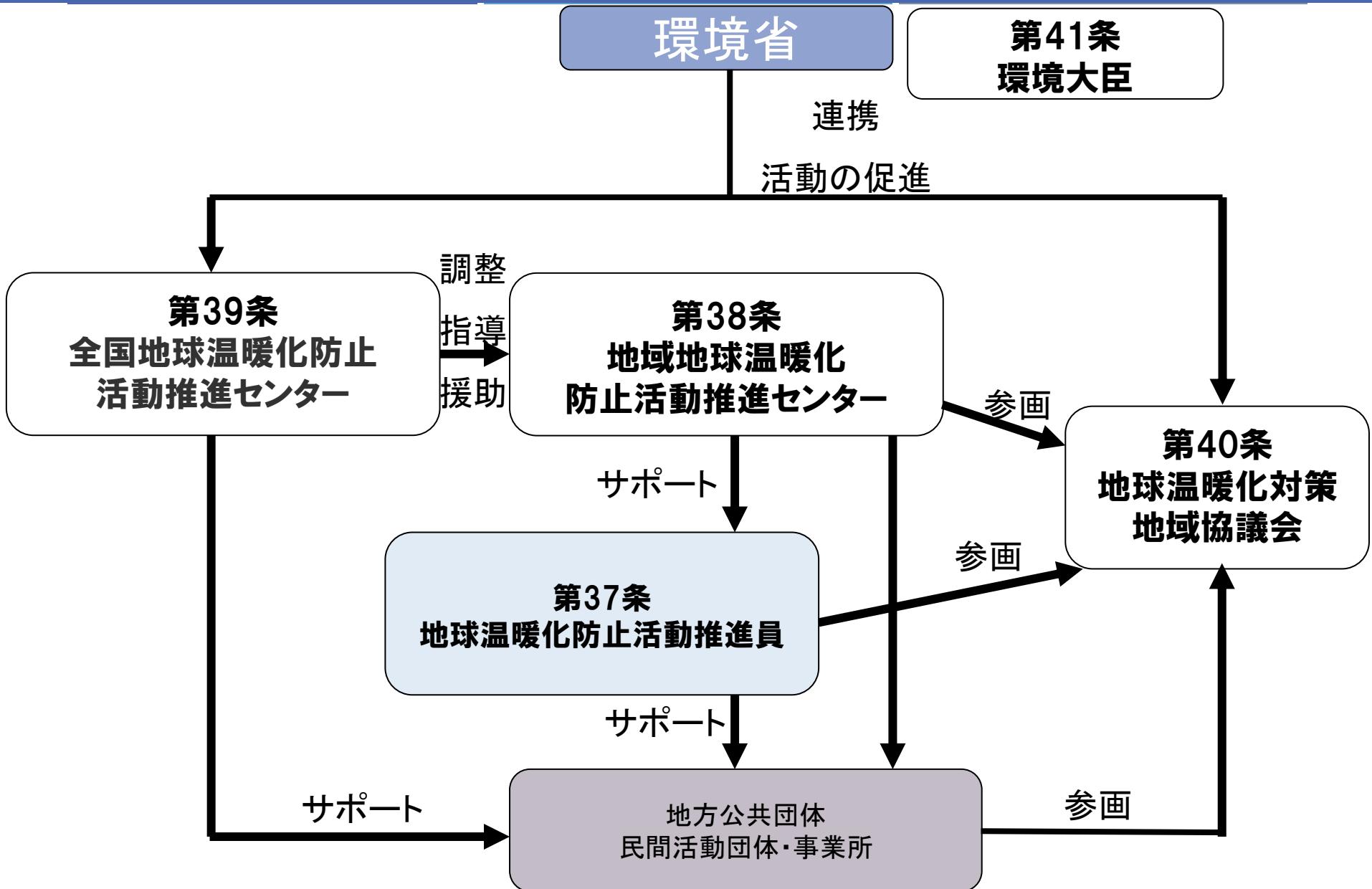
10/14-15 東北ブロック合同推進員研修

温暖化対策推進法による地域活動の法的役割の整理

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」より作成

区分	主なミッション
第37条 地球温暖化防止 活動推進員	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化防止について住民の理解を深めること2 住民に対し排出抑制のための調査や、指導及び助言を行うこと3 活動を行う住民に対して情報の提供、協力を行うこと4 国又は自治体の施策に協力すること
第38条 地域地球温暖化防止 活動推進センター	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化の現状と対策について、指定地域における事業者及び住民に普及啓発、民間団体の活動支援2 指定地域の相談の対応3 生活に関する排出実態の調査と分析、結果の提供4 地方公共団体の温室効果ガス排出抑制のための施策への協力
第39条 全国地球温暖化防止 活動推進センター	<ol style="list-style-type: none">1 地球温暖化の現状と対策について、全国への普及啓発2 地域センター事業へのサポート3 地球温暖化対策を推進する団体へのサポート4 地球温暖化や温室効果ガス排出抑制のための調査研究、分析、提供
第40条 地球温暖化対策 地域協議会	<ol style="list-style-type: none">1 自治体、地域センター、推進員、事業者、住民その他の活動団体が温暖化防止のための必要な措置について協議を行う

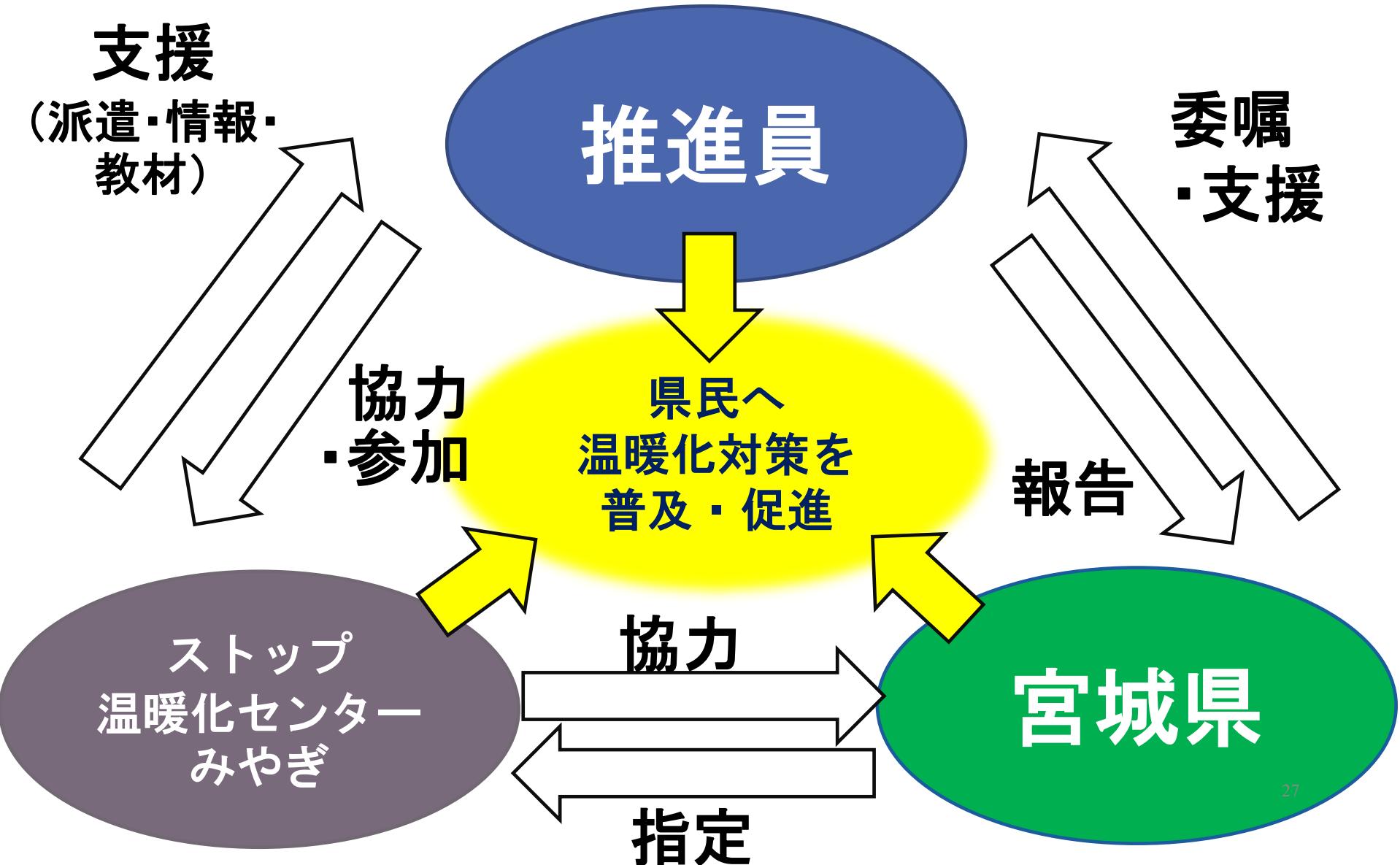
温対法における各々の規定と関係



ストップ温暖化センターみやぎの 推進員支援

- ① 推進員専用のメーリングリストでの情報発信
 - ・活動の場の紹介
 - ・物品・パンフレット情報など
- ② 推進員の活動広報
- ③ 教材・ツールの貸し出し
- ④ 活動の相談対応
- ⑤ 研修会の開催（事業予算が付いた場合）

宮城県・推進員・センターの関係



ストップ温暖化センターみやぎの役割

推進員のみなさんと共に

地域の地球温暖化防止の推進・普及

を目指して活動すること

これからよろしくお願ひします！